

神戸市コインランドリー施設安全対策推進要綱第9条
に基づく衛生基準等に関する施行細目

1 構造設備

- (1) 施設は、隔壁等により外部と区画されていること。
- (2) 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
この場合、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ次式により算出した面積（㎡）以上であることが望ましいこと。 $Q(\text{㎡}) = 5.5 + 1.2n$
- (3) 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- (4) 水洗用洗濯機を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- (5) ドライ機は、これに使用される有機溶剤の人体に与える影響の問題があることにかんがみ、控えるよう指導すること。設置する場合は、次によること。
ア ドライ機は、密閉式のものであること。
イ 施設内の適正な位置に全体換気設備又は局所排気設備を備えること。
- (6) 塩素系溶剤を使用するドライ機には、ドライ機から排出する廃液中の塩素系溶剤を適切に除去することができる廃液処理装置を設置すること。

2 管理責任者

選任する管理責任者は、次によるものであること。

- (1) 必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (2) 施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、機器の使用方法、その他留意事項に関する適切な指導、助言を行うこと。

3 講ずべき措置

- (1) 十分な採光、照明及び換気とは、次のものであること。
ア 作業面照度は、300Lux 以上であることが望ましいこと。
イ CO₂濃度が 1,000ppm 以下で、かつ CO 濃度が 10ppm であることが望ましいこと。
- (2) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (3) ドライ機を設置する施設については、次の措置を講じること。
ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により、溶剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着、除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
エ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れたうえで、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。
オ おむつ、運動靴、動物の敷物等は、これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している

場合に限りその旨を表示することにより、洗濯の禁止を除外するものであること。

4 施工届等

コインランドリー施設の開始に関する情報は、別添様式のコインランドリー施工届により、提出させるものであること。

また、コインランドリー施設を廃止した場合は、別添様式のコインランドリー廃止届により、提出させるものであること。